

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の開始について

【制度の概要】

- マイナンバー制度は、各々の行政機関等が保有する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤となる制度です。
- マイナンバーは、国内に住民票を持つすべての住民に通知される番号(12桁)で、28年1月以降、国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で、法律・条例に規定された事務に利用されます。
- 「公平・公正な社会の実現」（負担を不当に免れることや不正な受給の防止）、「各種手続における利便性向上」（年金や福祉などの申請時に用意しなければならない書類が減る）、「行政事務の効率化」（行政機関間の情報連携による確認作業の減少等）を目指した制度です。

27年10月以降、横浜市からマイナンバー（個人番号）が通知されます。

- ・27年の10月以降、市民の方々一人ひとりにマイナンバーが「通知カード」で通知されます。
 - ☞世帯ごとに簡易書留（転送不可）で、住民票の住所に郵送されます。
 - ☞住民票の住所と異なるところにお住いの場合は、通知カードを確実に受け取ることができない可能性があるため、住民票の変更など必要なお手続をお願いします。
 - ☞震災避難者、DV（配偶者暴力）・ストーカー・児童虐待等で避難している方の対応については、今後、詳細が分かり次第、ホームページなどでお知らせします。
- ・マイナンバーは、12桁の番号で、原則、変更されません。
 - ☞お手元に届いたら、通知カードを大切に保管してください。

【通知カードのイメージ】



※紙製

28年1月から社会保障・税・災害対策の分野の手続で、マイナンバーが使われます。

- ・28年1月から横浜市やその他の行政機関で、法律等に基づき社会保障・税・災害対策の分野の手続を行うときに、申請書等にマイナンバーの記載が必要となります。
 - ☞28年1月以降、税金や福祉の手続などで窓口にお越しの際には、【個人番号カード】または【通知カード（マイナンバー確認用）と本人確認資料】をお持ちください。
 - ☞29年7月から全国的な情報連携が開始され、マイナンバーを手続書類に記載することにより、手続に必要な書類（課税証明書など）が省略されます。
- ・民間事業者が従業員の社会保障や税の手続を行う際にも、従業員や家族等のマイナンバーが必要になります。

ご注意

知らない会社から、電話等でマイナンバーを聞かれることはありません。

本人確認資料等に使える、個人番号カードは、申請により交付されます（無料）。

- ・通知カードが各世帯に送付される際には、個人番号カードの申請書が同封されています。
 - ☞ 申請により、個人番号カードを28年1月以降、区の窓口で、初回は無料で受けることができます。（有効期間は20歳以上10年、20歳未満5年。再交付は有料の予定。）
 - ※現在お持ちの住民基本台帳カードは、有効期間内はそのまま使えます。

個人番号カードは、様々な用途で利用可能です。

- ☞ 公的な本人確認資料として、利用できます。
- ☞ e-Tax（確定申告）など公的個人認証を使用した電子申請が利用できます。
- ☞ マイナポータル(情報等記録開示システム)が利用できます(年金等の社会保険料の支払い状況等)。

※国では現在、確定申告等での医療費控除の電子申請を検討しています。また、横浜市においても、個人番号カードを活用した、コンビニエンスストアでの証明書発行サービスの導入を検討しています。

【個人番号カードのイメージ（表）】	【個人番号カードのイメージ（裏）】	【表面】 氏名、住所、生年月日、本人の写真 【裏面】 マイナンバー等 ICチップ搭載
		
※プラスチック製		

様々な面から、安心・安全な仕組みづくりを進めています。

制度面

- ✓法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。
- ✓なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています。
- ✓法律に違反した場合、従来に比べて厳しい罰則が定められています。

システム面

- ✓個人情報とは、特定の機関が一括で所有することではなく、今までどおり各行政機関が分散して管理し、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。
- ✓個人番号カードのICチップには、券面の情報のみ記録されています。
- ✓他の行政機関との情報のやりとりは、マイナンバーを暗号化して行います。

マイナンバー制度のお問い合わせは

マイナンバー
0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)

※お掛け間違いのないよう、くれぐれもご注意ください。

平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応は0570-20-0291におかけください。

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。